

維持・管理



「河川愛護月間」における国場川河川清掃(那覇市)

◆道路ボランティア一覧表 R5年時点

番号	市町村名	団体名	人数(人)	路線名
1	南風原町	津嘉山通り会	20	国道 507 号
2	八重瀬町	当別里里会	8	那覇丸舟繩
3	南城市	当別里里会	20	県道 86 号線
4	南城市	八重瀬町環境樹木会	220	八重瀬川
5	久米島町	久米島町環境樹木会	11	久米島一丁目
6	八重瀬町	南部じま一令会	12	県道 82 号線
7	那覇市	久米一丁目自治会	32	久米大通り
8	那覇市	久米一丁目大通り会	13	県道 47 号線
9	那覇市	泊のマリンクラブ	8	県道 29 号線
10	那覇市	泊のマリンクラブ	10	県道 29 号線
11	那覇市	泊マリンダイクリーン俱乐部	9	県道 29 号線
12	南城市	さとう健走部	49	県道 137 号線
13	南城市	尚巴志保育園	25	県道 137 号線
14	南城市	つたじ花咲かす会	29	県道 137 号線
15	八重瀬町	貞次郎々々会	10	県道 82 号線
16	糸満市	えんじゆうの会	12	県道 250 号線
17	那覇市	てらじらじ業会	6	県道 29 号線
18	八重瀬町	新崎吉松通り会①	6	県道 131 号線
19	八重瀬町	新崎吉松通り会②	6	県道 52 号線
20	八重瀬町	新崎吉松通り会③	6	県道 131 号線
21	八重瀬町	新崎吉松通り会④	5	県道 131 号線
22	八重瀬町	新崎吉松通り会⑤	4	県道 131 号線
23	那覇市	環境美化クラブ	18	県道 11 号線
24	那覇市	かみさり会(道路管理課)	28	県道 42 号線
25	久米島町	大田用ひじゅる	10	久米島空港真泊線
26	久米島町	大田用供合父母会	12	久米島空港真泊線
27	久米島町	大田用ひじゅる会	12	久米島空港真泊線
28	那覇市	久米島空港通り会	12	久米島空港真泊線
29	那覇市	久米島空港通り会②	6	久米島空港真泊線
30	南城市	つらしろ自治会	15	県道 86 号線
31	南城市	つらしろ老人クラブ若月会	15	県道 86 号線
32	南城市	つらしろ青年会	9	県道 86 号線
33	南城市	つらしろ健康づくり推進部	11	沖縄の北軸幹線
34	南城市	つらしろ環境美化部	2	沖縄の北軸幹線
35	南城市	つらしろ自然公園	12	沖縄の北軸幹線
36	南城市	たんぱく会 B	6	県道 86 号線
37	南城市	たんぱく会 C	6	県道 86 号線
38	南城市	つらしろ老人クラブ若月会 A	13	白軒道 86 号線
39	南城市	つらしろ自治会 A	13	白軒道 86 号線
40	南城市	つらしろ自然公園 A	12	白軒道 86 号線
41	南城市	玉手里親玉の会	12	県道 86 号線
42	久米島町	エコマジシャン「癒癒の園」	9	久米島空港真泊線
43	南風原町	一心会	5	南風原町 / 南風原町知念郵便局
44	那覇市	日橋親樺会	7	県道 82 号線
45	那覇市	城北小 VBC	33	県道 24 号線
46	那覇市	ボルダーハウスアグレーブ結	173	国道 507 号線
47	糸満市	子育て環境クリアーリングの会	7	県道 86 号線
48	豊見城市	豊見古クリーン	8	県道 11 号線
49	那覇市	朝鹿古クリーン会	10	県道 28 号線
50	那覇市	虎頭会	7	県道 82 号線
51	八重瀬町	当別里いみぐら	12	国道 134 号線
52	那覇市	大城の里み花会	3	城北町 / 那覇市 / 車道
53	那覇市	豊見城親親会	10	県道 86 号線
54	豊見城市	旭川一丁目自治会	13	県道 7 号線
55	久米島町	久米島町字覚城 A 番	7	県道 89 号線
56	久米島町	久米島町字覚城 B 番	9	県道 89 号線
57	久米島町	久米島町字覚城 C 番	10	県道 89 号線
58	久米島町	久米島町字覚城 D 番	7	県道 89 号線
59	那覇市	伊良湖	5	県道 86 号線
60	八重瀬町	屋久島町	17	県道 77 号線
61	那覇市	古宇利島を美しくする会	7	県道 82 号線
62	豊見城市	麗見島立ゆく島かど学校	11	県道 7 号線
63	南風原町	かりり通り会	10	県道 82 号線
64	那覇市	沖縄県農業巡回組合豊見城支店	12	県道 86 号線
65	那覇市	豊見城親親会	6	県道 7 号線
66	那覇市	喜楽ワーリジム夢遊 ゆいの会	14	県道 29 号線
67	那覇市	株式会社 国連	8	国道 330 号線
68	与那原町	金城川放水株式会社	7	県道 77 号線
69	那覇市	首里海岸保育園	11	県道 241 号線
70	南城市	沖縄カクレラボアーリング(株)	12	県道 86 号線
71	那覇市	城前町里会	17	県道 86 号線
72	南城市	南城玉城字前川里自治会 2 番	7	県道 17 号線
73	南城市	南城玉城字前川里自治会 3 番	8	県道 17 号線
74	南城市	南城玉城字前川里自治会 4 番	7	県道 17 号線
75	南城市	南城玉城字前川里自治会 5 番	7	県道 17 号線
76	那覇市	南城玉城字前川里自治会 6 番	7	県道 17 号線
77	那覇市	南城玉城字前川里自治会 7 番	7	県道 17 号線
78	那覇市	南城玉城字前川里自治会 8 番	7	県道 17 号線
79	南城市	南城玉城字前川里自治会 9 番	7	県道 17 号線
80	那覇市	大久良会	6	県道 82 号線
81	南城市	クンシウの会 A	5	県道 86 号線
82	那覇市	クンシウの会 B	5	県道 86 号線
83	那覇市	クンシウの会 C	5	県道 86 号線
84	久米島町	琉球の美ら島巡り旅	7	県道 89 号線
85	南城市	クリーンタウン実人クラブみどり会	12	県道 77 号線
86	糸満市	新島礁保育園互効会	6	県道 7 号線 / 县道 82 号線

◆河川愛護会ボランティア一覧表 R5年時点

番号	市町村名	団体名	人数(人)	河川名
1	那覇市	ボランティア環境サークル風	9	国場川
2	八重瀬町	原吉外間高層住宅人 なごみ空間ネットワーク	9	長堂川
3	那覇市	原吉外間高層住宅人 なごみ空間ネットワーク	15	人道川
4	糸満市	西川リバーパーク会	12	銀浦川
5	豊見城市	統廃合をきれいにする会	63	銀波川
6	那覇市	小川会	6	安謝川
7	豊見城市	真生町自治会	16	国場川
8	豊見城市	真生町自治会	26	国場川
9	那覇市	那覇市環境保全会人 なごみ空間ネットワーク	17	国場川
10	南風原町	大子瀬河川愛護会	32	国場川
11	那覇市	立益川会	8	国場川
12	南風原町	麓川河川愛護会	10	国場川
13	那覇市	一日国場川愛護会	7	国場川
14	那覇市	那覇市環境ボランティア	83	国場川
15	豊見城市	那覇市河岸環境保全隊	16	国場川
16	南城市	瀬川山川愛護会	10	雄壁川
17	那覇市	高台山川自治会	10	雄波川
18	那覇市	長瀬川井真 1 河川愛護会	8	茂堂川
19	那覇市	長瀬川井真 2 河川愛護会	16	茂堂川
20	那覇市	宇摩川井真 1 河川愛護会	10	國場川
21	豊見城市	かなと川河川愛護会	10	銀波川
22	那覇市	安謝川をきれいにする住民の会	6	安謝川
23	那覇市	安謝川ファンクラブ	8	安謝川
24	豊見城市	豊見水鳥・湿地センター管理運営協議会	5	国場川
25	糸満市	沖縄自然環境基金	5	豊見城
26	糸満市	豊見城環境保全会	7	豊見城
27	糸満市	豊見城環境保全会	7	豊見城
28	那覇市	(一)沖縄県立環境保全会那覇支部	68	国場川
29	那覇市	お手を伸ばプロジェクト沖縄川 A	5	波瀬川
30	那覇市	お手を伸ばプロジェクト沖縄川 B	5	波瀬川
31	豊見城市	金城フアリーナ	5	鶴波川
32	那覇市	なちゅらとみの歩道	5	波瀬川
33	那覇市	なちゅらとみの歩道公園	5	波瀬川
34	豊見城市	桃林部屋古百合	12	波瀬川
35	糸満市	鶴舞川マングローブ野鳥観察会	10	鶴舞川
36	豊見城市	南部農林高等学校学園環境創造科	36	長葉川
37	糸満市	浦瀬川河川愛護会	10	国場川
38	糸満市	お手を伸ばプロジェクト波瀬川 B	5	鶴波川
39	豊見城市	手子井洋行プロジェクト波瀬川	5	国場川
40	八重瀬町	豊見川矢作保全会	6	豊見城
41	那覇市	豊見川矢作保全会 2 隊	6	豊見城
42	糸満市	豊見城マングローブ野鳥観察会 2	5	鶴舞川
43	糸満市	豊見城マングローブ野鳥観察会 3	6	鶴舞川
44	那覇市	豊見城河川環境創造科	51	国場川
45	那覇市	豊見城地区自治会	5	波瀬川
46	那覇市	邊瀬公園(健康側)	5	波瀬川
47	那覇市	那覇大郡公團門前心ヶケ丘アソブチラソナラント	7	波瀬川

道路の機能を確保するためには適切な維持修繕・管理が必要です。道路パトロールによる情報の収集や住民の要請への対応を速やかに行い道路の機能を常時、良好な状態に保つため、路面清掃、除草、植樹、舗装補修、排水施設の補修、交通安全施設の点検補修等の維持業務を行っています。



除草作業（県道11号線）



災害時の復旧対応（南風原知念線）

公共交通安全施設整備事業



歩道設置（那覇糸満線、糸満市座波）



横断指導線（那覇内環状線、さつき小学校前）

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について実施している事業で、交差点改良、歩道設置、バス停上屋、横断歩道橋、道路標識、防護柵、道路照明等の整備を行っています。

交通安全施設修繕



補修前



補修後

（宇根仲泊線）

南部土木事務所管内における県管理道路（国道・県道）に関して、歩行者及び車両の安全を確保するため、経年変化により老朽化した防護柵、道路標識、照明灯、区画線などの更新・修繕を行っています。

■道路防災保全事業(災害防除)



落石状況



整備後

災害を未然に防止するため、法面保護や地すべり防止対策を行っています。

■道路防災保全事業(橋梁補修)

整備前



整備後



橋梁、ボックスカルバートの補修・補強や耐震対策を那覇糸満線等で行っています。

維持・管理

■無電柱化推進事業

整備前



整備後



緊急輸送道路等における防災性能の向上、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、観光振興、地域活性化の観点から、電線類を地中化するための電線共同溝の整備を那覇糸満線、東風平豊見城線等で行っています。

沖縄フラワークリエイション事業



沖縄らしい風景まちづくりの観点から、花木等を設置し、重点管理を行うことで観光地沖縄県をアピールする事業。
国道330号、県道231号線等南部管内の11路線行っています。

平成28年度よりボランティア団体の受付が変わりました。

南部地区の窓口&問合せ先

南部地区
支援センター

沖縄みどり会館内
南風原町字新川135

(公社)沖縄県緑化推進委員会
TEL:098-987-1644

道路ボランティアの活動

緑豊かな景観形成を図るために、道づくりの一環として沖縄独特の風土と文化に調和した植栽等の道路緑化を積極的に推進し、道路の除草や散水等の活動を行っているボランティア団体に対する助成制度を行っており、現在南部管内では172団体2,113名が参加しています。



河川愛護会ボランティアの活動

南部管内の2級河川は14河川あり、除草や清掃等の活動を47団体647名のボランティアが行っています。
(ボランティア団体に対する助成制度があります)



管 理

県管理の一般国道、県道、河川・海岸、港湾区域、国土交通省所管の法定公用財産の管理業務を行っています。

道路については、道路占用許可、道路の承認工事、特殊車両通行許可等を取り扱っています。

河川、海岸、港湾区域等については、占用許可、その他砂利採取認可の進達業務を行っています。

土木公用財産については、境界確認業務を行っています。

◆許認可業務の実績（令和4年度）

業務名	件数
道路占用許可申請書(道路法32,35条)	561
道路の承認工事(道路法24条)	70
特殊車両通行許可・協議申請(道路法47条)	499
土地境界確認業務(道路等県管理財産)	106
地滑り防止区域内行為許可申請 (地すべり等防止法18条)	1
急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請 (急傾斜地災害防止法7条)	1
公用財産使用許可申請(国有財産法18条)	15
河川占用許可申請(河川法24条)	68
屋外広告物許可申請(県屋外広告物条例6条)	119
水域占用許可申請(港湾法37条)	12
港湾施設使用許可申請(県港湾管理条例7条)	63
道路の原因者工事(道路法22,58条)	55
海岸保全区域等の占用許可申請 (海岸法7条、37条の4)	10
計	1,580

◆許認可業務

道路占用申請

道路にはみ出して看板や日よけを設置したり、道路に管路やケーブル等の施設を設置して、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。この「道路の占用」には地上だけでなく、道路敷地の地下や上空に施設を設ける場合にも該当します。道路を占用するためには道路管理者の許可が必要です。

道路の承認工事

道路管理者以外の者が、道路からの進入・乗入口の設置等、道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける必要があります。工事の承認を受けるためには、道路工事施行承認申請書を提出してください。

なお、工事に対する費用はすべて申請者において負担していただくことになります。

特殊車両通行許可

道路の構造はある一定の規格の車両が安全・円滑に通行することができるよう設計されており、この規格を超える車両の通行は、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため通行させてはならないこととなっています。(道路法第47条第2項)

しかし、実際の社会・経済活動上やむを得ずこの規格を超える必要がある場合について、道路管理者が、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために必要な条件を付して、規格を超える車両の通行を許可することができるとしています。

河川占用

河川は、災害の発生が防止され、公共の安全が守られるよう適正に管理する必要があるので、河川区域内での工作物の設置、掘削又は盛土、流水利用、砂利等の河川産物採取等については河川管理者の許可が必要です。

屋外広告物許可

沖縄県では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして沖縄県屋外広告物条例を定めております。この条例は、良好な美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するためのものです。

無秩序な広告物の掲出を防ぐため、広告物を出すときは一部の広告物を除き、許可が必要です。

なお、許可申請には手数料が必要です。

港湾施設使用許可

港湾施設を使用する際は、知事の許可を受けなければなりません(沖縄県港湾管理条例第7条第1項)。港湾施設には、泊地及び船だまりといった水域施設や岸壁や桟橋、物揚場といった係留施設のほか、港湾施設用地なども含まれます。

急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域・砂防指定区域の管理

指定区域での水の放流等、切土、盛土等急傾斜地の崩壊を助長誘発する行為を行う場合には、許可が必要になります。

海岸保全区域及び一般公共海岸区域

海岸保全区域および一般公共海岸区域での土砂採取、同区域内への施設の設置ならびに土地の掘削・盛土・切土をする場合は海岸管理者の許可が必要になります。

◆自転車駐輪場の管理

沖縄県と那覇市では、道路交通の円滑化及び良好な生活環境の確保に資するため、モノレールへの乗り継ぎ利用者のために自転車駐輪場を設置し管理を行っています。

沖縄県管理駐輪場

首里駅・儀保駅・古島駅(県管理部分)・安里駅・奥武山公園駅・小禄駅・赤嶺駅

那覇市管理駐輪場

古島駅(市管理部分)・おもろまち駅・牧志駅・美栄橋駅・県庁前駅・旭橋駅・壺川駅



■水道、下水道等の占用状況



道路法第32条による水道管等の埋設工事

主な占用物件

- ◆電柱、電線 ◆工事現場における足場
- ◆水道管等の地下埋設物

■車両乗入口の設置状況



道路法第24条による車両乗入口の設置

主な内容

- ◆道路から民地への乗り入れ工事

■違法広告物の撤去状況



道路法及び景観条例に基づき不法占用物や掲示物の撤去作業を実施しています。

維持・管理

■危険箇所の周知



自主避難の判断や市町村の行う警戒避難体制の確立に役立てていただくことを目的として、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所を周知しています。

■境界立会



南部土木事務所で管理している道路や河川、港湾区域等の土地に対して官民境界の確認立ち会いを行っています。